



新型コロナウイルス感染症軽症者等のための 「宿泊療養施設(東信地域)」の運用を延長します

季節性インフルエンザの流行期などを見据えた国の制度改正にあわせ、医療資源を重症化リスクのある方や重症者等にシフトし、軽症者等を宿泊療養で対応していくため、東信地域の宿泊療養施設の運用を延長します。

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の軽症者等を受け入れる宿泊療養施設について、引き続き確保する必要があるため、東信地域宿泊療養の運用期間を延長します。

2 施設運用（予定）

開設期間を 12 月中旬まで延長

※契約期間：12月26日（土）まで延長

（参考：変更前）

開設期間：9月11日（金）から11月8日（日）まで

契約期間：9月10日（木）から11月8日（日）まで

3 その他

宿泊療養施設の運用については、今後の新型コロナウイルス感染症の新規感染者の発生状況等により、他地域における運用も含め検討していく予定です。

信州版「新たな日常のすゝめ」

©長野県アルクマ



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

健康福祉部医療政策課（軽症者等受入調整窓口）

（課長）小林 真人

（担当）社本 雅人、川村 徳弘

電話 026-235-7145（直通）

026-232-0111（代表）内線 2681

F A X 026-223-7106

E-mail iryo@pref.nagano.lg.jp